

労災保険特別加入のご案内

ご自分の足元
ごんなんじゃ
ありませんか

社長さん
まさかの業務
通勤災害の時



国民皆保険と言われる日本の医療制度。しかし、工作中的の怪我・病気では、社長、法人会社役員、個人会社の事業主と同居家族、一人親方（自営業者）の皆さんは、労災保険の補償の対象外となり、被保険者5名以上の企業では健康保険も使えず、治療費は全て自己負担となります。

また、国民健康保険も労災保険ほど給付が手厚くなく、民間保険には医療費自体を直接補償するものではありません。

さらには、休業・障害・死亡時も、労災保険の補償がなければ、ご自身、ご家族、社員の皆さんが、大変な思いをされることとなります。

まさかの時に十分な補償が受けられない。そんな社長さん達を、この国の保険のブラックホールから救うのが、「労災保険の特別加入」です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働保険事務組合



国の保険のブラックホールに吸い込まれないために

1. 仕事・通勤中の怪我・病気で労災保険が使えない方...**要注意**

次の皆さんは仕事・通勤中の怪我・病気で、国の保険のブラックホールに吸い込まれてしまいます

■ **中小事業主** 労働者を雇用する

■ **一人親方** 労働者を雇用しない、雇用しても年100日未満

株式会社	有限会社	その他の法人	個人企業	一人親方			
代表取締役  労働者扱いできない取締役 業務執行権を持つ。賃金より役員報酬が多い等	全取締役  各種法人の代表権・業務執行権を持つ理事	合資会社の無限責任社員 合名会社の代表社員 各種法人の代表権・業務執行権を持つ理事	事業主とその同居家族 息子 妻 事業主(父)	 親方だけ	 夫婦だけ	 兄弟だけ	 親子だけ

※親企業等からの出向者も、出向先企業で上記に該当した場合は、労災保険は使えません。
 ※被保険者5名以上の企業は、仕事・通勤中の怪我・病気で健康保険も使えません。

2. 労災保険の特別加入ができる方...**ブラックホールを回避**

労災保険の補償対象外の方も、特別加入で労働者と同じ保険料率・補償内容で、労災保険の加入が可能です

■ **中小事業主の加入条件**

加入条件1 次の中小企業であること 加入条件2 労働保険事務組合に事務を委託すること

業種	常時使用する労働者数
小売・不動産・保険・金融業	50人以下
サービス・卸売業	100人以下
上記以外	300人以下

自社の労働保険事務を、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合に委託すること。事業主に代わって様々な事務処理を迅速・確実に処理しますので、事務の手間が省けます。特別加入保険料とは別に、委託手数料等の費用が必要となります。

■ **一人親方の加入条件**

加入条件1 次の業務を行う

建設業・運送業・医薬品配置販売・再生資源取扱い、介護作業等
 ※当協会では建設業・運送業・芸能業のみ取り扱い

加入条件2 自営業者組合に加入

都道府県労働局長許可の自営業者組合に加入すること。労災保険の全ての手続を行います。特別加入保険料とは別に、委託手数料等の費用が必要となります。

3. こんなに多い労働保険の手続を代行します...**便利**

労働保険事務組合等は、事業主に代わって労働保険の様々な事務処理を、迅速・確実に処理します

■ **中小事業主の必要手続**

- 労働保険、雇用保険加入手続(初回)
- 労働保険料申告、納付手続(毎年)
- 企業、代表者等の各種変更手続
- 支店、営業所、工場等設置手続
- 特別加入者登録、変更、抹消手続
- 雇用保険被保険者手続(入社、退社、氏名変更、失業・継続(定年後)・育児、受給初期手続)



■ **一人親方の必要手続**

- 労災保険料申告、納付手続(毎年)
- 各種変更手続
- 労災保険請求手続(療養(病院治療)、休業、障害、死亡時等)

4. 特別加入者の年間保険料...**国の制度で格安**

以降の数値は全て令和6年4月1日のものです

特別加入者の労災保険料は、選択された加入日額(ランク)と企業の業務内容により決まります (円)

加入区分	中小事業主										一人親方					
	卸売・飲食小	サービス・医療	事務・印刷	製本	機械製造	輸送装置	機械製造	食品製造	金属製造	送電	貨物取	建設工	備築既	建設	運送	芸能
保険料率	3/1000	3/1000	3.5/1000	4/1000	5/1000	5.5/1000	9/1000	8.5/1000	9.5/1000	12/1000	17/1000	11/1000	3/1000			
加入日額(抜粋)	6,000円	6,570	6,570	7,665	8,760	10,950	12,045	19,710	18,615	20,805	26,280	37,230	24,090	6,570		
	10,000円	10,950	10,950	12,775	14,600	18,250	20,075	32,850	31,025	34,675	43,800	62,050	40,150	10,950		
	20,000円	21,900	21,900	25,550	29,200	36,500	40,150	65,700	62,050	69,350	87,600	124,100	80,300	21,900		
	25,000円	27,375	27,375	31,938	36,500	45,625	50,187	82,125	77,562	86,688	109,500	155,125	100,375	27,375		

※加入日額は3,500円から25,000円までの16ランクです。
 ※保険料は全額経費処理が可能です。
 ※企業が複数の業務内容の労災保険に加入する場合は、それぞれで特別加入が必要となります。

5. 特別加入者の補償内容 中小事業主・一人親方 ……最も豊か

特別加入者の補償内容は、選択された加入日額により決まります

補償区分	一般給付	療養補償 病院治療費等	休業補償 (1日分) 加入日額の8割(特別支給金2割含む)が休業4日目より休業終了まで	障害補償			遺族補償		葬祭料 死亡時で葬儀を行なった場合
				傷病補償 年金	療養中で重度状態の時、療養終了まで支給	重度状態は生涯年金を支給	重度状態以外は一時金を支給	遺族がない場合は一時金を支給	
	特別支給金			第1～3級	第1～7級	第8～14級	遺族0人	遺族1～4名以上	
			114～100万円	342～159万円	65～8万円	300万円			
加入日額(抜粋)	6,000円	全必要額な治療費は	4,800円	年187～147万円	年187～78万円	301～33万円	600万円	年91～147万円	49万円
	10,000円		8,000円	年313～245万円	年313～131万円	503～56万円	1,000万円	年153～245万円	61万円
	20,000円		16,000円	年626～490万円	年626～262万円	1,006～112万円	2,000万円	年306～490万円	120万円
	25,000円		20,000円	年782～612万円	年782～327万円	1,257～140万円	2,500万円	年382～612万円	150万円

以外にも、就学援護費(毎月小学校12,000円～大学・大学院39,000円)、介護給付(最大毎月約16万円)も支給。
 ※“年”と記した数字は、年金が対象者が亡くなる等まで生涯支給。遺族(子)は18歳等となると除外。
 ※障害・遺族年金は国民・厚生年金との併給調整を実施。 ※休業補償以外は1万円未満は切り捨て。
 ※特別加入者は、労働者と同様の業務を労働者と同じ時刻に行っていた場合の災害・病気が補償対象。
 株主総会等の役員としての業務、時間外、休日労働者が働いてない状況での災害・病気が補償対象外。



6. 特別加入した時、しない時…こんなに違う

仕事・通勤中の災害・病気は、特別加入の有無でその後の運命が変わります。ご自分の現状を当てはめてみてください

下の補償例のモデル: 社長さん(35歳)が仕事上の事故で、全身不随の第1級障害者となった場合、または死亡した場合。家族は妻(夫と生計維持33歳)、長女(3歳)、長男(1歳)。社長さんの収入は月約60万円、加入日額20,000円で労災保険に特別加入。厚生年金保険の平均標準報酬額は約36万円。

加入区分	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償
①健康保険、厚生・国民年金加入者	被保険者5名以上 無し(全額自己負担) 被保険者4名以下 一部負担金3割	無し	年金 月約19万円	年金 月約15万円 ※子が18歳以降減額
②国民健康保険、国民年金加入者	一部負担金3割	無し	年金 月約11万円	年金 月約10万円 ※子が18歳以降支給停止
③労災保険特別加入者(障害・遺族補償は①または②に加工した額) ※生涯給付総額は社長は80歳、妻は85歳まで生存時	全額給付	加入日額の8割 1日 16,000円 休業4日目から休業終了時まで	①の方 年金 月約57万円 生涯給付総額 約3億円 ②の方 年金 月約49万円 生涯給付総額 約2.6億円 一時金(特別支給金) 342万円	①の方 年金 月約44万円 生涯給付総額 約2.2億円 ②の方 年金 月約39万円 生涯給付総額 約1.8億円 一時金(特別支給金) 300万円
④民間保険(ご加入保険の補償内容をご記入ください)	無し	入院1日 円	円	円

※年金は対象者が亡くなる等まで生涯支給。遺族(子)は18歳までは遺族扱い。
 ※③の労災保険特別加入者は上記以外にも、就学援護費(毎月幼稚園等12,000円～大学・大学院39,000円)、介護給付(最大毎月約16万円)を支給
 ※休業補償以外は1万円未満は切り捨てたもの ※労災保険特別加入の障害・遺族補償は国民・厚生年金・労災保険の併給調整済みの金額

名北労働基準協会での特別加入の特色

1. 経験豊富なスタッフ

名古屋北労働基準監督署関係団体で、昭和43年設立の歴史と実績のある労働保険事務組合です。厚生労働大臣表彰も受けており、多くの団体、メーカー、ゼネコンの指定組合で、労働行政出身者・社会保険労務士等が迅速・確実・親切に手続きを行います。また、労働保険事務組合が処理できない業務は、関連の社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングが事務手続きを行います。



企業が労働者側に2億円を超える和解金を支払ったトラブル例もある

3. 諸費用(年間)

区分	従業員(名)	協会費	手数料
中小事業主	～4	22,800	27,324
	～9	22,800	36,432
	～19	27,600	43,956
	～29	27,600	53,064
	～49	33,120	62,172
	～99	45,000	71,280
	～149	57,600	81,972
	～199	69,600	92,532
	～249	76,200	103,224
	～300	85,800	113,784
特別加入1名2,530、初年度手続5,500			
一人親方		3,300	12,012

当協会会員企業は、協会費は新たには不要です

2. 労働問題をトータルサポート

働き方改革、賃金時効延長、パワハラ防止義務化。企業に押し寄せる労働問題の荒波を、企業の立場でワンストップで解決します。

無料労働相談 企業年間1万1千件	教育・講習 無料講習も年4百回	情報提供 無機関連誌毎月	各種支援 無教育ビデオ貸出等
福利厚生 労退災上乗せ済	心と体健康確保 助成金無料相談	人材確保 紹介人無料	当面課題支援 ロナ対策等

特別加入せず事故にあわれた方 “ 5 つ の 誤 解 ”

多くの社長さんがこんな誤解を持たれ、労災保険に特別加入せず事故にあい、ブラックホールに吸い込まれました



誤解1
オレは事故にはあわない!

労災事故に遭遇。身近な問題です



1年で100人に1人
50年で2人に1人が

誤解2
ええっ 保険使えないの?

使えません。健康保険も使えないこともあります



社長さん等は、仕事・通勤中の怪我・病気が労災保険が

誤解3
保険は沢山入っている!

任意保険だけ入ることと同じです



民間保険だけの加入は、車の自賠責保険に未加入で、

誤解4
労災保険は難しい!

まで調べられる等の話は全てフェイク情報です



なかなか払ってくれない。申請すると社員の残業手当

誤解5
労災保険は掛け捨てだ!

最も保険料が安く、充実した保険が国の保険です



満期返金、広告・人件費等に膨大な経費をかけず、

特別加入のお問い合わせ・お申し込みは

名北労働基準協会にご連絡いただくか、下記連絡票をお送りください

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 労働保険部 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話(052)962-0421 FAX(052)955-6858 E-mail hokenjimu@meihokurouki.or.jp



公共交通機関
「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口徒歩12分
「バス」市バス、名鉄バス清水口徒歩5分
駐車場有り



社長、会社役員、個人事業主と同居家族、一人親方の皆さん。仕事中、通勤中の事故、病気では、労災保険の特別加入の有無が、あなたと家族と社員の生活を左右します。

労災保険特別加入 連絡票

FAX(052)955-6858

企業名 一人親方は個人名		T E L () -	
		F A X () -	
事業内容		労働者数	名
所在地	〒		
担当者職氏名		メールアドレス	
ご要望 □にレを付してください	<input type="checkbox"/> 特別加入を希望するので、手続を行ってほしい <input type="checkbox"/> 詳しい資料を送ってほしい <input type="checkbox"/> 説明を聞きたいので (□来てほしい □そちらに行く □電話がほしい 月 日 午前・午後 時頃) ※いずれの場合もお電話をさせていただきます		